

## 司法制度改革の基本理念、法曹人材像及び法科大学院の教育理念(抜粋)

## 【司法制度改革審議会意見書 平成13年6月12日】

## I 今般の司法制度改革の基本理念と方向

法の精神、法の支配がこの国の血となり肉となる、すなわち、「この国」がよって立つべき、自由と公正を核とする法(秩序)が、あまねく国家、社会に浸透し、国民の日常生活において息づくようになるために…

…政治改革、行政改革、地方分権推進、規制緩和等の経済構造改革等の諸々の改革…今般の司法制度改革は、これら諸々の改革を憲法によつて立つ基本理念の一つである「法の支配」の下に有機的に結び合わせようとするものであり、まさに「この国のかたち」の再構築に関わる一連の諸改革の「最後のかなめ」として位置づけられるべきものである。

## 2. 法曹の役割

○国民が自律的存在として、多様な社会生活関係を積極的に形成・維持し発展させていくためには、司法の運営に直接携わるプロフェッションとしての法曹がいわば「国民の社会生活上の医師」として、各人の置かれた具体的な生活状況ないしニーズに即した法的サービスを提供することが必要。

## Ⅲ 司法制度を支える法曹の在り方

質的側面においては、21世紀の司法を担う法曹に必要な資質として、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に関する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力等が一層求められる…

## 2 法科大学院

## (1) 目的、理念

## イ 教育理念

法科大学院における法曹養成教育の在り方は…以下の基本的理念を頭語津駅に実現するものでなければならない。

- ・「法の支配」の直接の担い手であり、「国民の社会生活上の医師」としての役割を期待される法曹に共通して必要とされる専門的資質・能力の習得と、かけがえのない人生を生きる人々の喜びや悲しみに対して深く共感しうる豊かな人間性の涵養、向上を図る。
- ・専門的な法知識を確実に習得されるとともに、これを批判的に検討し、また発展させていく創造的な思考力、あるいは事実即して具体的な法的問題を解決していくため必要な法的分析能力や法的議論の能力等を育成する。
- ・先端的な方領域について基本的な理解を得させ、また、社会に生起する様々な問題に対して広い関心を持たせ、人間や社会の在り方に関する思索や実際的な見聞、体験を基礎として、法曹としての責任感や倫理観が涵養されると努めるとともに、実際の社会への貢献を行うた

めの機会を提供しうるものとする。

## (2) 法科大学院制度の要点

### ウ入学者選抜

21世紀の法曹には、経済学や理数系、医学系など他の分野を学んだ者を幅広く受け入れていくことが必要である。社会人等としての経験を積んだ者を含め、多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れるため、法科大学院には学部段階での専攻分野を問わず受け入れ、また、社会人等にも広く門戸を開放する必要がある。

## 【今後検討すべき法科大学院教育の改善・充実に向けた基本的な方向性 平成26年3月31日】

### 1. 今後目指すべき法科大学院の姿について

(1) 現行制度を基本とした、法科大学院を中核的機関とする安定的な法曹養成制度の確立を目指す

…さらに、法科大学院は、幅広い領域で活躍できる法曹として必要な能力の育成を目指して教育を行っていることから、その教育課程を修了し、法務博士(専門職)の学位を取得した者は、司法試験を受験しない又は司法試験に合格しない場合、あるいは、司法試験に合格した後、司法修習を経ない場合でも、高い法的素養を備えた人材として多様な活躍の可能性がある。

## 【法科大学院教育の抜本的かつ総合的な改善・充実方策について 平成26年10月9日】

### Ⅱ 今後目指すべき法科大学院の姿

○このため、我が国での法廷活動を中心とした法曹の養成のみならず、民間企業や公務部門における様々なニーズに応え、グローバルな視点をも有しつつ、法やその他のルールを駆使して課題を分析し、解決策を立案し、交渉・調整を有効に進めることのできる法曹や、福祉・教育分野をはじめとする地域における司法サービスや裁判外紛争解決手続(ADR)を担う法曹の養成など、社会の様々な分野で活躍できる法律実務に携わる高度専門職業人が多数輩出されることが望まれる。

## 【法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に向けた基本的な方向性 平成30年3月13日】

グローバル化の更なる進展や、第4次産業革命によるビジネスモデルの転換等が行われる中で、法科大学院においても、創設時に教育理念とされた、専門的な法知識を確実に修得させるとともに、創造的な思考力の育成や先端的な法領域について基本的な理解を得させることや、多様なバックグラウンドを有する者が法の分野でその知見を活かせるようにすることが一層求められている。

これらの高度の法律専門職業人として養成された法科大学院修了生が、法曹界のみならず企業、官公庁や地域社会における福祉部門など公的部門でも活躍することがますます期待される。